

住居確保給付金の支給期間の延長等について

(これまで)

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々に、原則3か月間、最長9か月間、家賃相当額（上限あり）を支給。



(令和3年1月1日以降)

最長で**12か月**まで延長することが可能になりました。

ただし、令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります。

(申請できる方は)

収入要件、資産要件のほか、以下の求職活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります。

- ・生活再建への支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談、企業等への応募、面接

(支給上限額)	・ 単身世帯	:	30,700円
	・ 2人世帯	:	37,000円
	・ 3人～5人世帯	:	39,900円
	・ 6人世帯	:	43,000円
	・ 7人世帯	:	47,900円